

令和7年度 岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修

開催要領

1 目的

本研修は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく障害福祉サービス及び児童福祉法に基づく障害児通所支援等の質の確保に必要な知識及び個別支援計画の作成・評価等の技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的として実施します。

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するためには、実践研修（平成30年度までの旧体系の研修修了により資格を取得した方の場合には新体系での初回の更新研修）を修了した翌年度を初年度とする5年ごとの各年度末日までに、更新研修を修了する必要があるます。

2 実施主体

岡山県（実施機関(委託先)：学校法人旭川荘）

3 受講対象者

岡山県内の指定障害福祉サービス事業所等において、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事している者、又は従事しようとする者であって、以下の（1）又は（2）に当てはまるもの。※現在、所属がある者については所属長の推薦が必要です。

※（1）・（2）の「研修修了者」の範囲について

- ・ 実践研修修了者(令和3～6年度)で、その修了後、更新研修を修了していない者
- ・ 更新研修修了者(令和2～6年度)で、その修了後、次の更新研修を修了していない者

- （1）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修修了者又は同更新研修修了者であって、指定障害福祉サービス事業所等においてサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者又は管理者として現に従事している者、又は、指定一般相談支援事業所等において相談支援専門員として現に従事している者。
- （2）サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修修了者又は同更新研修修了者であって、本更新研修の受講開始日前5年間に於いて通算して2年以上、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者又は相談支援専門員として従事していた者。

※旧体系の研修（平成30年度まで）で資格を取得された方についても、2回目以降の更新研修の受講に当たっては、（1）又は（2）の要件を満たしていることが必要です。

次の方は、令和7年度が2回目の更新研修を受ける最終年度になります。

- ・ 旧体系の研修で資格を取得された方で、令和2年度（令和2年4月1日～令和3年3月31日）に1回目のサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了した方

※令和7年度中に更新研修を修了することができなかった場合は、令和8年4月1日から、サービス管理責任者等として従事できなくなりますので、ご注意ください。

4 受講定員

400人程度（各演習日程100人程度）

5 研修日程・会場

- ・（１）講義及び（２）演習を修了する必要があります。
- ・（２）演習については、A日程～D日程のうち、いずれかを受講してください。
※B日程については、応募状況等により、実施しない場合がありますので、B日程を申し込む場合は、必ず、他の日程も合わせて、申し込んでください。

（１）講義（３～４時間程度）全日程共通の日時で、オンデマンド方式で実施します。

日程	内容	日時
共通 講義	○講義動画URL通知	令和７年８月６日（水）
	○講義動画配信期間	令和７年８月７日（木）午前９時～ 令和７年８月20日（水）午後４時
	○講義レポート期限	令和７年８月20日（水）午後５時

（２）演習（午前９時～午後５時頃まで）

日程	演習日	演習会場
A日程	○１日目：令和７年８月26日（火） ○２日目：令和７年８月27日（水）	岡山県総合福祉・ボランティア ・NPO会館（きらめきプラザ） 301会議室 （受講者用駐車場なし）
B日程	○１日目：令和７年９月10日（水） ○２日目：令和７年９月11日（木）	
C日程	○１日目：令和７年９月17日（水） ○２日目：令和７年９月18日（木）	
D日程	○１日目：令和７年10月15日（水） ○２日目：令和７年10月16日（木）	

※令和６年度から研修カリキュラムの追加に伴い、演習の日程が２日間になっています。

※B日程については、応募状況等により、実施しない場合があります。

6 受講申込方法

別紙「令和７年度岡山県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 受講申込書（表裏両面）」に必要事項を記載し、事業所代表者の推薦を受けた上で、修了証書の写しを添付して、下記（２）あてに郵送にて申し込んでください。

（１）提出書類 ※①と②の書類提出が必要です

①別紙「令和７年度岡山県サービス管理責任者更新研修 受講申込書（表裏両面）」

※事業所代表者の推薦を受けた上で申し込んでください。

※申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者どちらか一方のみの申込としてください。

②サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者実践研修又は更新研修の修了証書の写し

ア 令和元年度からの新体系の研修で資格を取得した方 → 実践研修の修了証書の写し
（資格の失効後、実践研修の修了により、資格を再取得した方を含む。）

イ 平成30年度までの旧体系の研修で資格を取得した方 → 直近の更新研修の修了証書の写し

(2) 受講申込書提出先

〒703-8560

岡山市北区祇園866 学校法人 旭川荘事務局（更新研修）

※提出する際の封筒には宛名の後に（更新研修）を必ず記載してください。

(3) 問合せ先

●申込方法などに関すること

学校法人 旭川荘事務局 川上 TEL 086-275-0145

●事業者指定に関すること（実務経験の要件に関するを含む）

各指定権者にご確認ください。

●本研修全般に関すること

岡山県障害福祉課 障害福祉サービス班 池上 TEL 086-226-7345

7 申込期間

令和7年7月3日(木)まで（当日消印有効）(FAX不可)

※期限を過ぎての受講申込書等の提出は受け付けませんのでご注意ください。

8 受講者の決定

受講者の決定は、この事業の実施主体である岡山県と実施機関（事業受託者）である学校法人旭川荘で協議して行います。

定員を超える応募があった場合、従前の研修受講状況（受講年限）、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての配置の状況、事業所代表者の推薦順位、実務経験等を考慮して選考します。

受講決定については、**令和7年7月17日(木)**を目途に、実施機関から事業所代表者あてに通知します。なお、選考結果の問合せについては受け付けません。

講義動画のURL、連絡事項等をメールで通知するため、申込書にはメールアドレスを必ず記載してください。

9 受講費用

- ・教材費等の受講費用の額は、次のとおりです。

11,000円（税込）

- ・受講費用の納付方法は振込払いです。受講決定時に改めて案内しますので、必ず期日までに納付してください。

（注）受講費用の納付後は、受講辞退の申し出があったとしても、やむを得ない特別な事情があると主催者が判断した場合を除き、返還できません。

10 修了証書

全ての研修課程を修了した者には、岡山県から修了証書を交付します。ただし、著しく受講態度が不良と判断した場合等は、修了証書を交付しない場合があります。

なお、研修修了者については、岡山県において修了者名簿を作成し、管理します。

11 その他

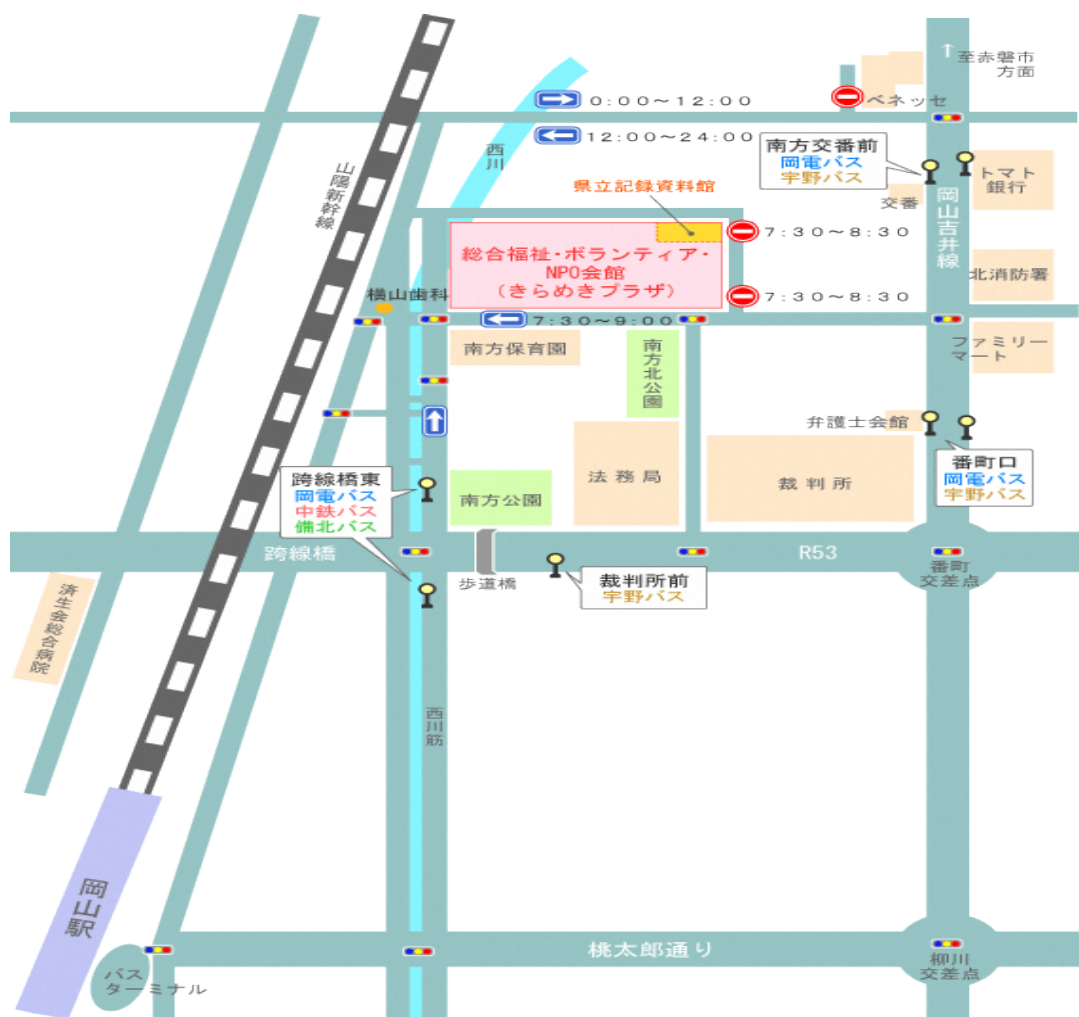
- （1）原則20分以上の遅刻・早退・中抜けは欠席とみなします。（特別な理由がある場合を除く。）その場合、研修の修了は認められません。

- （2）きらめきプラザには受講者用駐車場がありません。公共交通機関をご利用ください。

- （3）受講に際し、障害等で配慮を必要とされる方は、申込書に記載いただくとともにお申し出ください。

研 修（演習）会 場

岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館
きらめきプラザ301会議室
(岡山市北区南方2-13-1)



＜ 注 意 ＞

障害者の方も多数利用されますので会場内への自家用車の駐車は不可となります。

(障害等特別な理由がある場合は事前にご相談ください。)

◆タクシー 岡山駅前から約5分程度

◆徒 歩 岡山駅前から約15分程度